

会 費 納 入 規 則

平成20年4月1日施行
平成21年2月1日改正

第1条 会費は、次に掲げる額とする。

(1)正 会 員	年会費	3,000円
(2)賛助会員(団体)	年会費	10,000円
(個人)	年会費	1,000円

第2条 会費の納入は、当年度分を当年6月末日までに、本会の指定する銀行口座に振込むものとする。

2. 領収書については、振込票をもってこれに代えるものとする。

第3条 年度途中で入会した者も、当年度の会費全額を遅滞なく納入するものとする。

但し、正会員及び賛助会員(個人)については、入会月に応じて下記区分に従い、会費を納入するものとする。

(1)正 会 員	入会月が4月から7月	3,000円全額
	入会月が8月から11月	2,000円
	入会月が12月から3月	1,000円
(2)賛助会員(個人)	入会月が4月から9月	1,000円全額
	入会月が10月から3月	500円

2. 年度途中で退会した者(第8条第2項の規定により退会したとみなされる者及び第9条の規定により除名された者を含む)も当年度分の会費を納入する義務を負い、既に納入した会費については返還しない。

附 則

1. この会費納入規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1. この会費納入規則の改正(第3条1項但書の追加)は、平成21年2月1日から施行する。

2. 平成21年1月31日までに入会した正会員及び賛助会員(個人)については、第3条1項但書の規定は適用しない。